

小田原市体育施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項第5号に規定する運動施設（以下「体育施設」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 小田原市は、市民の体育の向上を図り、併せて小田原市都市公園の効用を全うするため、体育施設を設置する。

2 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 城山陸上競技場 小田原市城山二丁目29番1号
- (2) 城山庭球場 小田原市城山三丁目10番20号
- (3) 小峰庭球場 小田原市城山三丁目20番22号
- (4) 城内弓道場 小田原市城内4番27号
- (5) 小田原球場 小田原市東大友113番地
- (6) 上府中スポーツ広場 小田原市永塚45番地

(使用期間)

第3条 体育施設を使用できる期間は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、当該期間外であっても、体育施設を使用させることができる。

- (1) 城山陸上競技場（附属施設を含む。）、城山庭球場、小峰庭球場、城内弓道場及び上府中スポーツ広場 1月4日から12月27日まで
- (2) 小田原球場 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
 - ア グラウンド及び附属施設（会議室を除く。） 2月1日から11月30日まで
 - イ 会議室 1月4日から12月27日まで

(休場日)

第4条 体育施設の休場日は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、臨時に休場日を定め、又は休場日に開場することができる。

- (1) 城山庭球場 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に

規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）

(2) 小田原球場及び上府中スポーツ広場 次に定める日

ア 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）

イ 休日の翌日（日曜日又は休日に当たる日を除く。）

（使用時間）

第5条 体育施設の使用時間は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 城山陸上競技場 午前9時から午後9時（器具又は器材を使用する使用にあつては、午後5時）まで

(2) 城山庭球場及び小峰庭球場 午前9時から午後5時まで

(3) 城内弓道場 午前9時から午後9時まで

(4) 小田原球場 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア グラウンド及び附属施設（会議室及び球場照明施設を除く。） 午前6時から午後10時まで

イ 会議室 午前9時から午後10時まで

ウ 球場照明施設 午後5時から午後10時まで

(5) 上府中スポーツ広場 午前9時から午後10時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、使用時間を伸縮することができる。

（使用許可）

第6条 体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、体育施設の使用を許可するに当たり、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第8条 体育施設（城山庭球場及び城内弓道場に限り。以下この条及び次条において同じ。）の使

用については、別表第1に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、体育施設の使用許可の際に徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、15歳以上の者（中学生を除く。）が、城内弓道場を共用により使用しようとする場合において、使用料の前納の申出をしたときは、当該申出の日からその日の属する年度の末日までの間の城内弓道場の共用による使用に係る使用料として、次の表に定める使用料を徴収することができる。

区分	額
高校生以外の者	1人につき 2,100円
高校生	1人につき 1,000円

（使用料の減免）

第9条 公用又は公益事業のため体育施設を使用するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、天候その他使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰さない理由により使用できない場合で市長が認めたときは、その使用料の全部又は一部を還付する。

（目的外使用等の禁止）

第11条 使用者は、許可を受けた使用目的以外に体育施設を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（特別の設備）

第12条 使用者は、体育施設を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その使用許可の条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可の条件に反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定による許可条件の変更又は許可の取消しにより使用者に損害を生じても、小田原市

は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、体育施設の使用を終わったときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 使用者又は入場者は、体育施設の使用又は利用中に施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において原状回復ができないときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理に係る体育施設の特例)

第16条 小田原市都市公園条例（昭和33年小田原市条例第12号）第22条から第24条までの規定により体育施設の使用許可及び維持管理に関する業務を同条例第22条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う場合における当該体育施設に係る第3条ただし書、第4条ただし書、第5条第2項、第6条、第7条、第12条、第13条第1項及び第14条ただし書の規定の適用については、第3条ただし書、第4条ただし書及び第5条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第12条、第13条第1項及び第14条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 城山陸上競技場、小峰庭球場、小田原球場又は上府中スポーツ広場について使用許可を受けた者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかに、これを告示するものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者に当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 第8条第2項、第9条及び第10条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第9条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の定める基準に従い」と、第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例施行の際現存する施設は、この条例の相当規定によって設置されたものとみなす。
- 3 この条例施行前に旧条例の規定に基づいて行われた体育施設の使用申込み、使用許可その他の行為でこの条例施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた行為とみなす。
- 4 体育施設使用条例（昭和30年小田原市条例第17号）は、廃止する。

附 則（昭和40年4月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年7月1日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則（昭和44年10月1日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後に体育施設を使用する場合の使用料から適用する。

附 則（昭和59年3月30日条例第17号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第13号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（昭和63年3月31日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第6条第3項の規定に基づいて申出をした者が納付した使用料は、改正後の第6条第3項の規定に基づいて納付した使用料とみなす。

3 改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（昭和63年9月26日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（小田原市都市公園条例の一部改正）

2 小田原市都市公園条例（昭和33年小田原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成元年12月25日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。

（小田原市都市公園条例の一部改正）

2 小田原市都市公園条例（昭和33年小田原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成2年3月31日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成5年12月24日条例第41号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項に1号を加える改正規定、第5条第1項に1号を加える改正規定及び別表第1項に1号を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の別表の規定は、平成6年4月1日以後の体育施設の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成12年12月26日条例第67号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第30号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後のおだわら市民活動サポートセンター条例第3条、小田原市鴨宮ケアセンター条例第4条、小田原市知的障害者授産施設条例第4条、小田原市障害者地域作業所条例第3条、小田原市歯科二次診療所条例第4条、小田原市いこいの森条例第4条及び小田原市都市公園条例第22条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成18年12月19日条例第56号）

この条例は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成20年9月24日条例第41号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月27日条例第26号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第13号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第22号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月26日条例第18号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日条例第10号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

体育施設使用料

1 入場料（その他これに類する料金を含む。以下同じ。）を徴収しない場合

（1）城山庭球場

使用方法	区分		1時間
専用	コート1面	市民	350円
		市民以外の者	700円

（2）城内弓道場

使用方法	区分	午前9時 ～正午	正午～午 後5時	午後5時 ～午後9 時	午前9時 ～午後5 時	正午～午 後9時	午前9時 ～午後9 時
		専用	市民	1,100円	1,700円	2,500円	2,800円
市民以外の者	3,300円		5,100円	7,800円	8,500円	12,900円	16,200円
共用	市民	1人1回につき					120円

	市民以外の者	1人1回につき	360円
--	--------	---------	------

備考1 この表において「市民」とは、小田原市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は事業所等のある団体をいい、「市民以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

2 第1号についての備考1の規定の適用については、備考1中「小田原市内」とあるのは、「小田原市、南足柄市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内」とする。

2 入場料を徴収する場合

前項各号に掲げる施設にあつては、1日につき、入場料の総額の1割に相当する額（その額が同項各号に規定する使用料の額の2倍に相当する額に満たないときは、当該2倍に相当する額）とする。この場合においては、同項各号に規定する使用料の額の2倍に相当する額を使用許可の際徴収し、使用終了後、精算するものとする。

別表第2（第17条関係）

体育施設利用料金上限額

1 入場料を徴収しない場合

(1) 城山陸上競技場

ア 陸上競技場

使用方 法	区分		午前9時～	正午～午後	午後5時～	午前9時～	正午～午後	午前9時～	
			正午	5時	午後9時	午後5時	9時	午後9時	
専用	器具又は 器材を使 用する場 合	市民	5,650円	7,170円		11,300円			
		市民以 外の者	16,960円	19,850円		33,930円			
	器具又は 器材を使 用しない 場合	市民	4,400円	5,650円	6,280円	8,530円	11,930円	14,710円	
		市民以 外の者	14,180円	16,960円	16,230円	28,280円	33,200円	44,510円	
	サッカー に使用す る場合	市民	1時間につき						1,560円
		市民以 外の者	1時間につき						4,700円

共用	市民	1人1回につき	100円
	市民以外の者	1人1回につき	300円

イ 附属施設

区分	午前9時～	午後1時～	午後5時～	午前9時～	午後1時～	午前9時～
	正午	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後9時
会議室	730円	1,150円	830円	1,880円	1,980円	2,770円
トレーニングルーム	1,150円	1,510円	1,400円	2,610円	2,980円	4,130円

(2) 小峰庭球場

使用方法	区分		1時間
専用	コート1面	市民	360円

(3) 小田原球場

ア グラウンド

区分		1時間
職業野球団体		10,470円
社会人又は大学生を構成員とする団体	市内の団体	4,180円
	市外の団体	8,370円
高校生を構成員とする団体	市内の団体	3,130円
	市外の団体	6,280円
中学生又は小学生を構成員とする団体	市内の団体	2,080円
	市外の団体	4,180円

イ 球場附属施設・器具

区分		1時間
会議室		510円
本部室		300円
役員室		200円
電光式スコアボード		2,080円
放送器具		200円
球場照明施設	照明灯の全部を点灯する場合	17,800円
	照明灯の2分の1を点灯する場合	14,660円

(4) 上府中スポーツ広場

ア スポーツ広場

使用方法	区分	1 時間
専用	市内の団体	1,250円
	市外の団体	2,500円

イ スポーツ広場附属施設

区分	1 時間
スポーツ広場照明施設	1,030円

備考1 この表において「市民」とは、小田原市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は事業所等のある団体をいい、「市民以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

2 この表において「市内の団体」とは、小田原市内に事業所等のある団体をいい、「市外の団体」とは、市内の団体以外の団体をいう。

3 第1号についての備考1の規定の適用並びに第3号及び第4号についての備考2の規定の適用については、これらの規定中「小田原市内」とあるのは、「小田原市、南足柄市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内」とする。

4 15歳以上の者（中学生を除く。）が第1号に掲げる施設のうち陸上競技場を共用により使用しようとする場合において、第17条第5項において準用する第8条第2項の規定にかかわらず、利用料金の前納の申出をしたときは、当該申出の日からその日の属する年度の末日までの間の陸上競技場の共用による使用に係る利用料金は、高校生にあつては1人につき880円、高校生以外の者にあつては1人につき1,880円とする。

2 入場料を徴収する場合

(1) 前項第1号に掲げる施設にあつては、1日につき、入場料の総額の1割に相当する額（その額が当該施設の利用料金の額の2倍に相当する額に満たないときは、当該2倍に相当する額）とする。この場合においては、当該施設の利用料金の額の2倍に相当する額を使用許可の際徴収し、使用終了後、精算するものとする。

(2) 前項第3号に掲げる施設のうちグラウンドにあつては、1日につき、入場料を徴収しない場合のグラウンドの利用料金に入場料の最高額の100倍に相当する額を加算して得た額とする。